

問 3： 当院では、廃棄物処理を関連業者に一括して業務を請け負わせていますが、先日、請負先の従業員がゴミ袋を処理していた際、中に入っていた注射針で手の指を刺してしまう事故がありました。当院では消毒を行うと同時に、B 型肝炎の予防薬免疫グロブリンと HB ワクチンを投与しましたが、検査結果は 6 か月経過後でないといけません。もし、B 型肝炎を発症した場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

細菌やウイルス等による感染症については、業務上疾病の範囲を定めた労働基準法施行規則第 35 条別表第 1 の 2（以下「別表」という。）の第 6 号に、次のとおり具体的に掲げられています。

1. 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
2. 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
3. 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
4. 屋外における業務による恙虫病
5. 細菌、ウイルス等の病原体によるその他の疾病

医療従事者は HBV の保有者と接する機会が多く、さらに主な感染源である血液を直接取り扱うため、感染のハイリスクグループと位置づけられており、感染は注射針の刺傷によるものが最も多く、次いで吐血、喀血等による血液の付着によるものが多いとされています。

したがって、医療従事者に発症した感染症については、業務起因性、すなわち業務が感染症発症の原因であることが明らかであれば、別表第 6 号 1 に該当する業務上疾病として取り扱われることとなります。

ご質問の廃棄物処理業者の従業員については、医療従事者のように通常一般に病原体に感染するリスクを負う業務に従事しているわけではありませんが、ご質問のような事故又はこれに類する出来事が原因で、この従業員に、例えば B 型肝炎ウイルスが感染し、そして不幸にして B 型肝炎が発症し加療を要する場合には、ゴミ処理中に誤って注射針を手の指に刺したという業務中の行為及びこれに類する発症を惹起せしめる出来事以外の感染が否定され、かつ、一般に 45 日から 180 日までとされる潜伏期間にも矛盾がないとされる場合には、業務中の行為又は出来事が発症の要因であるとの蓋然性が高いと考えられますので、業務起因性が認められ、別表第 6 号 5 に該当する

業務上疾病として取り扱われることとなると思われます。